

用語集

改定の経過

吉川市都市計画マスタープランの変遷

用語集

あ行	
空き家	現に使用していない住宅、店舗、事務所、倉庫等のこと。ただし、民間事業者による賃貸、分譲等を目的とする建築物を除く。
空き家バンク制度	空き家の賃貸又は売却を希望する方（所有者）から申込みを受けた物件をホームページ等で公開し、空き家の利用を希望する方に情報の提供を行い、マッチングを図る制度のこと。
雨水貯留施設	雨水を一時的に貯留し、水資源として活用するほか、雨水の集中的な流出を抑制するための施設のこと。
雨水流出抑制施設	雨水を一時的に貯めたり、地下に浸透させたりして、下水道や河川への雨水流出量を抑制するための施設のこと。雨水を一時的に貯留する調整池や、宅地に降った雨水を地下に浸透させる浸透ます等がある。
延焼遮断帯	道路や河川、鉄道、公園等の都市施設と、それらと近接する耐火建築物によって形成される市街地の火災の延焼を防ぐ帯状の空間のこと。
沿道サービス施設	交通量が多い幹線道路沿いの主に駐車場のある商業施設や自動車関連サービス施設等のこと。
オープンスペース	公園・農地・河川敷・水路敷等の建築物に覆われていない空間のこと。
屋外広告物	営利、非営利を問わず、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板、立看板、広告塔、広告板等のこと。

か行	
河川防災ステーション	国が設置する土砂等の水防資機材の備蓄場所で、河川の洪水時における水防活動や復旧活動の拠点となる施設のこと。平常時は、市民のレクリエーションの場等として活用されている施設もある。
合併処理浄化槽	台所・浴室・トイレ等、家庭から出るすべての排水を微生物のはたきによって浄化する装置のこと。
カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理等による「吸収量」を差し引いて、温室効果ガスの排出を実質的にゼロにすること。2020年10月、日本政府が発表した「2050年カーボンニュートラル宣言」において、2050年までに脱炭素社会の実現を目指している。
緩衝緑地帯	工場の操業等により発生する騒音、振動、排出ガス等による公害の影響を緩和し、住宅地等の環境を保全するために、工業用地や工業団地の周囲に沿って設けられる緑地のこと。
かん養	地表の水が地中に浸透し、地下水となること。
既存ストック	今まで整備されてきた道路、公園、下水道等の都市基盤施設や建築物等のこと。

健康	自然も都市も健全に成長させ、誰もが健やかに生活を送り、幸せを感じつけられるという意味を込めた造語
減災	災害時において発生し得る被害を最小化すること。
公共空間（公共空地）	道路、公園、河川等の公（おおよけ）の空間のこと。
高速鉄道東京8号線	東京地下鉄有楽町線として、和光市駅（埼玉県）から新木場駅（東京都）までを結ぶ鉄道路線のこと。路線内の豊洲駅（東京都）から埼玉県内を通過し、千葉県野田市に至るルートでの路線の延伸について、沿線の各自治体が要望している。
交通結節点	電車・バス・タクシー・自動車・自転車等、さまざまな交通手段の接続が行われる乗り換え拠点のこと。
高度利用	中高層建築物又は容積率の高い建築物を建築することにより、土地をより高度に利用すること。
コンパクト・プラス・ネットワーク	医療、福祉、商業等の生活サービス機能と居住機能を集約・誘導し、人口の集積を図る（コンパクトシティ）とともに、都市づくりと連携した公共交通ネットワークの再構築を図る考え方のこと。

さ行

事業場（事業所）	工場・店舗・事務所・倉庫等、事業や業務が行われている場所や資材置場・作業場等のこと。
自主防災組織	地域住民の自衛意識と連帯感に基づいて自主的に結成される防災組織のこと。自治会等の単位で組織されるもので、地震や風水害等の災害発生時には防災・減災に向けた活動を行う。
自助・共助・公助	「自助」とは、災害が発生したときに、まず自分自身（家族）の身を守り、安全を確保すること。 「共助」とは、地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合うこと。 「公助」とは、国や県、市町村、消防、警察、自衛隊といった公的機関による救助・援助のこと。
次世代モビリティ	AIやIoT等を活用した新たな移動手段のこと。カーシェア、シェアサイクル、自動運転、超小型モビリティ等が挙げられる。
集落地	市街化調整区域において、家屋が相当数れんたんしている地域のこと。
水防センター	水防資機材の保管場所の他、洪水時における水防活動、救援活動の拠点となる施設のこと。
ストリートファニチャー	道路に設置される付属物のこと。街灯、ベンチ、車止め、柵、バス停留所・駅前広場等のシェルターや案内看板等を指す。
スマートインターチェンジ	通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジのこと。スマートインターチェンジは、高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア等に設置される。

3R（リデュース、リユース、リサイクル）	Reduce（リデュース：ごみの発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：ごみの再生利用）の3つのRの総称のこと。
生活サービス施設	医療、福祉、子育て支援、商業等のサービスを提供する住民の日常生活を支える施設のこと。
生産緑地	市街化区域内の農地を計画的に保全するとともに農林業と調和した良好な都市環境の形成を図るため、都市計画法等に基づき指定する農地のこと。原則、指定から30年間、農地として保全することになる。
ゾーン30	生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、最高速度が時速30km/hの速度規制を実施するエリアのこと。

た行

脱炭素社会	温室効果ガスの排出を実質ゼロにする社会のこと。 ※「カーボンニュートラル」参照
地区計画制度	住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園等の公共施設の配置や建築物に関する制限等について、地区の特性に応じてきめ細かく定めることにより、公共施設と建築物の一体的、総合的な整備を図り、個々の地区にふさわしい良好な環境の形成、保全を目的に、都市計画法に基づき、住民参加のもとに地区の計画を定める制度のこと。
中高層建築物	高さが概ね10m以上（4階建て以上）の建築物のこと。
調節池・調整池	「調節池」とは、洪水時に河川への負担を軽減するため、洪水を一時的に貯めておく池のこと。 「調整池」とは、大雨時に開発による雨水の流出増等が直接河川へ影響を及ぼさないよう、雨水を一時的に貯留させる池のこと。
透水性舗装	道路路面に降った雨水を舗装体を通して、地中に浸透させる舗装構造のこと。
道路交通ネットワーク	道路や公共交通が網目状に形成される状態のこと。
特定生産緑地制度	生産緑地の指定から30年経過する農地について、生産緑地の所有者等の意向のもとに特定生産緑地として指定し、買取りの申出をすることができる時期を10年間延期できる制度のこと。 ※「生産緑地」参照
都市近郊農業	農産物を販売する市場や消費地が近いことを活かし、都市で生活する人たちに向けて鮮度の高い作物を市場のニーズに合わせて生産・出荷する農業形態の一つのこと。
都市のスポンジ化	市街地の内部において、空き地、空き家等の低未利用の空間が小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに生じ、人口や土地利用等の密度が下がっていくこと。スポンジ化の進行は、地域コミュニティの低下や治安・景観の悪化等につながり、地域の衰退を招くおそれがあると懸念されている。

土地区画整理事業	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用の増進を図る事業のこと。
----------	--

な行

農業交流機能	農の持つ豊かな自然や魅力を都市住民に発信し共有する機能のこと。
農業集落排水施設	農村地域の環境向上、河川・農業用水の水質保全等を目的として、各家庭から出た汚水を処理場に集めて、浄化して河川や農業用水等に戻す施設のこと。
農業パーク	次世代の視点を取り入れた持続可能な産業としての独自の都市近郊農業を確立し、交流人口の拡大や担い手の育成等を図っていくための拠点のこと。

は行

ハザードマップ	自然災害による被害を最小限に抑えることを目的として、被害想定区域や避難場所等を表示した地図のこと。洪水や地震、津波等の自然災害の種類に応じて、市区町村別に作成する。
パブリックアート	美術館やギャラリー以外の公園や広場、道路等の公共的な空間に展開される芸術作品のこと。
バリアフリー	障がい者や高齢者等が社会生活をしていく上で、物理的・社会的・制度的・心理的等、障壁（バリア）となるものを取り除いていくこと。
バリアフリー法	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称名。一体的・総合的なバリアフリー施策を促進するために、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した法律のこと。
フルインター	上り線の入口・出口、下り線の入口・出口の4方向にアクセスできるインターチェンジのこと。
防火地域、準防火地域	市街地において火災時の延焼の危険性を防ぐために、都市計画法に基づき定める地域のこと。建築物の規模や階数等に応じて、建築物を耐火性能や防火性能の高い構造にする必要がある。
ポケットパーク	憩いの場として設けられる小規模な広場空間のこと。

ま行

マイタイムライン	住民一人ひとりの防災行動計画であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの。
水と緑のネットワーク	公園や緑地等の緑地空間を河川や水路、街路樹のある道路等で網目状につないだもの。
無電柱化	電線を地下に埋設すること等により、道路上から電柱又は電線を無くすこと。防災性の向上や良好な都市景観の形成等に寄与する。

面的整備	まとまった相当規模の区域で、道路、公園、下水道等の整備を宅地開発と一体的に行うこと。土地区画整理事業等が含まれる。
モニュメント	記念碑・銅像・彫刻等、何かを記念してつくられた有形の作品のこと。

や行

屋敷林・社寺林	屋敷や神社、寺院の周囲に形成された防風や防火のための樹林のこと。
優良農地	集団的に存在する農地その他の良好な営農条件を備えており、標準的な農地を超える生産をあげることができると認められる農地のこと。
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、文化、身体状況等、人々が持つさまざまな個性や違いに関わらず、誰もが利用しやすく、暮らしやすい社会となるよう配慮されたデザインのこと。また、そういったデザインをしようという考え方そのものをいう。

ら行

ライフライン	上下水道・電気・ガス・通信等、日常生活に必要な設備のこと。
緑化ブロック	駐車場等の整備において、芝等が植生できるブロックのこと。
レクリエーション	仕事や勉強等の疲れを、休養や娯楽によって精神的・肉体的に回復すること。また、そのために行う休養や娯楽のこと。

A～Z

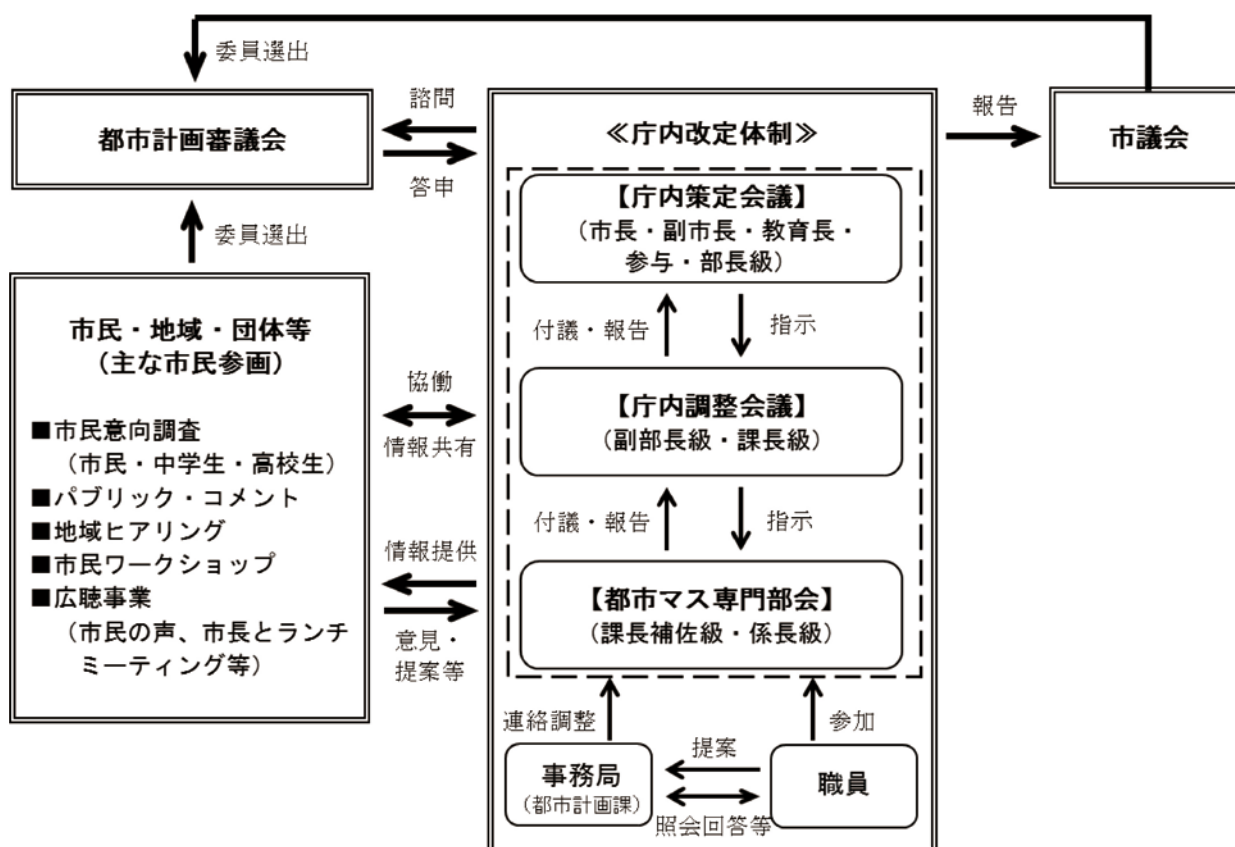
A I	「Artificial Intelligence (人工知能)」の略称。言語の理解や推論、問題解決等の知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせる技術のこと。
I C T	「Information and Communication Technology (情報通信技術)」の略称。情報処理だけでなく、インターネット等の通信技術を活用した産業やサービスのこと。
I o T	「Internet of Things (モノのインターネット)」の略称。家電、自動車、ロボット等のあらゆるモノに通信機能を持たせ、インターネットにより、遠隔操作や自動制御等を行うこと。
S D G s	「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称。地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、持続可能な世界を実現するため、2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された目標のこと。2030年(令和12年)までの国際目標で17のゴール(目標)と169のターゲットで構成されている。

改定の経過

吉川市都市計画マスタープランの改定にあたっては、本市の最上位計画である第6次吉川市総合振興計画の策定と連携・協力体制のもと、改定を進めてきました。

また、吉川市都市計画マスタープランに多くの市民意見を反映させるため、市民意向調査や地域ヒアリング、パブリック・コメントなど、多様な市民参画を実施し、多くの市民の方々から都市づくりへの思いや考え方などを伺うとともに、市民と都市の将来像などを共有し、協働による都市づくりを推進するため、市民にわかりやすい計画づくりに取り組みました。

1 改定体制



2 庁内会議・市民参画等の過程

(1) 庁内会議

年 月 日	内 容
令和2年1月23日	政策会議（吉川市都市計画マスタープラン改定方針決定）
令和2年6月12日	庁内調整会議（全体会①）
令和2年8月4日	庁内専門部会（全体会）
令和2年8月4日	庁内専門部会（土地利用構想専門部会①）
令和2年10月13日	庁内専門部会（土地利用構想専門部会②）
令和2年11月18日	庁内専門部会（土地利用構想専門部会③）
令和2年12月24日	庁内調整会議（行政運営・人口ビジョン・土地利用利用構想分科会①）
令和3年1月14日	庁内調整会議（行政運営・人口ビジョン・土地利用利用構想分科会②）
令和3年1月22日	庁内策定会議①
令和3年2月1日	庁内調整会議（全体会②）
令和3年2月4日	庁内調整会議（行政運営・人口ビジョン・土地利用利用構想分科会③）
令和3年2月10日	庁内調整会議（行政運営・人口ビジョン・土地利用利用構想分科会④）
令和3年2月18日	庁内策定会議②
令和3年3月11日	庁内策定会議③
令和3年4月9日	庁内調整会議（全体会③）
令和3年4月30日	庁内専門部会（土地利用構想専門部会④）
令和3年4月13日	庁内調整会議（行政運営・人口ビジョン・土地利用利用構想分科会⑤）
令和3年5月12日	庁内専門部会（土地利用構想専門部会⑤）
令和3年5月13日～	庁内調整会議（全体構想原案：照会①） [5月19日まで]
令和3年5月25日	庁内調整会議（行政運営・人口ビジョン・土地利用利用構想分科会⑥）
令和3年6月10日	庁内策定会議④
令和3年6月11日	庁内専門部会（土地利用構想専門部会⑥）
令和3年6月16日～	庁内調整会議（地域別構想原案：照会②） [6月22日まで]
令和3年6月24日	庁内調整会議（全体会④）
令和3年6月28日	庁内調整会議（行政運営・人口ビジョン・土地利用利用構想分科会⑦）
令和3年7月5日	庁内策定会議⑤
令和3年7月21日	庁内策定会議⑥
令和3年10月7日	庁内専門部会（土地利用構想専門部会⑦）
令和3年10月8日～	庁内調整会議（改定案：照会③） [10月15日まで]
令和3年10月19日	庁内調整会議（行政運営・人口ビジョン・土地利用利用構想分科会⑧）
令和3年10月26日	庁内策定会議⑦
令和3年12月22日	庁内策定会議⑧
令和4年1月26日	庁内策定会議⑨
令和4年3月15日	吉川市都市計画マスタープラン改定市長決裁

(2) 市民参画等

年 月 日	内 容
令和2年6月26日～	市民意向調査（18歳以上の市民）の実施 [7月10日まで]
令和2年7月1日	吉川市都市計画審議会①の開催
令和2年7月22日～	市民意向調査（転入者）の実施 [9月30日まで]
令和2年9月30日	まちづくり掲示板の設置
令和2年9月30日	市民ワークショップ「よしかわ若者会議」①の開催
令和2年9月～10月	市民意向調査（中学生・高校生）の実施
令和2年10月20日	地域ヒアリング（公募市民）①の開催
令和2年10月25日	地域ヒアリング（公募市民）②の開催
令和2年10月31日	市民ワークショップ「よしかわ若者会議」②の開催
令和2年11月20日～	自治会まちづくりアンケート調査の実施 [12月4日まで]
令和2年12月17日	吉川市都市計画審議会②の開催
令和3年5月14日	市議会説明会の開催 「将来都市構想（原案）」について
令和3年8月6日	吉川市都市計画審議会へ諮問 「吉川市都市計画マスタープランの改定」について
令和3年8月16日～	パブリック・コメント①の実施 [9月16日まで] 「吉川市都市計画マスタープラン（改定原案）」について
令和3年8月16日～	パネル展示の実施 [9月16日まで] 「吉川市都市計画マスタープラン（改定原案）」について
令和3年8月26日	吉川市都市計画審議会③の開催
令和3年11月1日	タブロイド版広報紙の全戸配布 「吉川市都市計画マスタープラン（改定案）について」
令和3年11月18日～	パブリック・コメント②の実施 [12月17日まで] 「吉川市都市計画マスタープラン（改定案）」について
令和3年11月26日	吉川市都市計画審議会④の開催
令和4年1月20日	吉川市都市計画審議会⑤の開催 吉川市都市計画審議会から答申

3 市民参画・情報発信の取り組み

(1) 市民意向調査

都市づくりに対する現状の評価や将来の望ましい都市の姿などを把握・分析するため、幅広い年代層の市民に意向調査を実施しました。

- ① 18歳以上の市民
- ② 中学生・高校生
- ③ 転入者

※詳細は、「第2章 都市づくりに関する市民意向」参照

(2) 市民ワークショップ「よしかわ若者会議 ～私たちの未来のはなし～」

将来の吉川市を担う若者の視点から、ご意見やご提案などを伺うとともに若者のニーズを把握するため、市民ワークショップを実施しました。

【開催日時】①：令和2年9月30日 ②：令和2年10月31日

【会場】吉川市役所 202・203 会議室

【参加者】延べ15人（①：9人、②：6人）

【内容】①：吉川市の現状、将来の吉川市について

②：「目指すまちの姿」を実現させるための取組について

(3) まちづくり掲示板

「将来の吉川をこんなまちにしたい！」というご意見やご提案などを伺うため、まちづくり掲示板を設置しました。

【実施期間】令和2年10月1日から10月26日まで

【実施方法】市内公共施設9か所に意見貼付け用のボードを設置して意見募集

【意見提出】107件

(4) 地域ヒアリング

地域住民等と直接対話し、ご意見やご提案などを伺うとともに多様なニーズを把握するため、地域ヒアリングを実施しました。

【開催日時】①令和2年10月20日 ②令和2年10月25日

【会場】市民交流センターおあしす 多目的ホール

【参加者】計21人（①：11人、②：10人）

【内容】吉川市の『よいところ』・『課題』

目指すまちの姿と目指すべき姿に向けて取り組まなければならないこと

(5) 自治会まちづくりアンケート調査

地域の現状や展望に関するご意見などを伺うため、自治会長の皆様にアンケート調査を実施しました。

【実施期間】令和2年11月20日から12月4日まで

【実施方法】全自治会長を対象に郵送配布・回収

【回答件数】71件

(6) パブリック・コメント

都市計画マスタープランの「改定原案」及び「改定案」について、広く市民に公表するとともに、「改定原案」及び「改定案」に対する市民の多様なご意見などをお伺いするため、パブリック・コメントを実施しました。

① 「吉川市都市計画マスタープラン（改定原案）」に対するパブリック・コメント

【実施期間】 令和3年8月16日から9月16日まで

【意見提出】 4人・4件

② 「吉川市都市計画マスタープラン（改定案）」に対するパブリック・コメント

【実施期間】 令和3年11月18日から12月17日まで

【意見提出】 2人・2件

(7) 情報発信

多くの市民の皆様のご関心を高めるとともに幅広い市民参画を図るため、都市計画マスタープランの改定の過程などについて、広報紙や市ホームページなどを用いて情報提供を行いました。

① 広報紙による周知

- ・ 広報「よしかわ」（令和2年10月号）に特集記事を掲載
- ・ 広報「よしかわ」（令和3年8月号・11月号）にパブリック・コメントの実施について掲載

② 市ホームページによる周知

都市計画マスタープラン改定に係る進捗状況として市民参画の実施予定や開催状況、実施報告書、パブリック・コメントの実施などについて市ホームページにおいて公開

③ パネル展示による周知

都市計画マスタープラン（改定原案）のパブリック・コメントと併せて、令和3年8月16日から9月16日まで全体構想図や各地域の整備方針図を市内公共施設8カ所にパネル展示

④ タブロイド版広報紙による周知

広報「よしかわ」（令和3年12月号）の配布に併せて、都市計画マスタープラン（改定案）に対するパブリック・コメントの実施内容と各地域の整備方針図などを示したタブロイド版広報紙を全戸配布

⑤ SNSによる発信

都市計画マスタープラン（改定原案）のパブリック・コメントと併せて、令和3年8月16日から9月16日まで動画配信サービス「YouTube」において将来都市構想について解説

4 吉川市都市計画審議会の開催状況

都市計画マスタープランは、市が定める都市計画のよりどころとなる計画であることから、都市計画に関する事項について調査審議等を行う市の附属機関で、公正かつ専門的な第三者機関である吉川市都市計画審議会に諮問し、答申を受けました。

(1) 委員名簿

委員氏名	選出区分
作山 康	学識経験者（都市計画関係）
関口 吉男	学識経験者（土木関係）
廣木 邦彦	学識経験者（建築関係）
小林 保広	学識経験者（商工業関係）
山崎 浩幸	学識経験者（農業関係）
伊勢谷 英子	学識経験者（環境関係）
飯島 正義	市議会議員
大泉 日出男	市議会議員
山科 昭宏	関係行政機関及び埼玉県の職員（越谷県土整備事務所長）
中村 喜一	市民公募
成瀬 都	市民公募


(2) 審議経過

開催日	審議内容等
令和2年7月1日	第34回吉川市都市計画審議会 ・吉川市都市計画マスタープランの改定方針等について
令和2年12月17日	第35回吉川市都市計画審議会 ・吉川市都市計画マスタープランの改定に係る進捗状況等について
令和3年8月6日	諮問「吉川市都市計画マスタープランの改定について」
令和3年8月26日	第36回吉川市都市計画審議会 ・吉川市都市計画マスタープランの改定原案について
令和3年11月26日	第37回吉川市都市計画審議会 ・吉川市都市計画マスタープランの改定案について
令和4年1月20日	第38回吉川市都市計画審議会 ・吉川市都市計画マスタープランの改定案について ・吉川市都市計画マスタープランの改定に対する答申の内容について 答申「吉川市都市計画マスタープランの改定について」

(3) 諮問

都計第 300 号
令和3年8月6日

吉川市都市計画審議会会長 様

吉川市長 中原 恵人 


吉川市都市計画マスタープランの改定について（諮問）

このことについて、都市計画法第77条の2の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

(4) 答申

都 計 審 第 5 号
令和4年1月20日

吉川市長 中原 恵人 様

吉川市都市計画審議会 
会長 作山 康

吉川市都市計画マスタープランの改定について（答申）

令和3年8月6日付け都計第300号で諮問のあった吉川市都市計画マスタープランの改定については、下記のとおり答申します。

記

1 答申の内容
吉川市都市計画マスタープラン（改定案）については、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、適切である旨、答申します。
なお、本計画で示す将来都市像の実現に向けて、本審議会において特に重要な事項として、付帯意見を添えさせていただきます。

2 付帯意見

- 都市づくりの推進にあたっては、地球環境問題や生物多様性などの視点を踏まえ、十分な環境配慮に努められたい。
- 水害に強い都市づくりを進めるため、総合的な流域治水の推進に努められたい。
- 産業系まちづくり地域については、地域住民や地権者のご意見を伺いながら、既存の集落地の住環境や優良農地の保全などを考慮し、工業振興を図るエリアや農業振興を図るエリア等、具体的なゾーニングの推進に努められたい。
- 道路網方針図における構想路線については、道路整備にあたり整備計画や優先順位などの検討に努められたい。

吉川市都市計画マスタープランの変遷

当初策定(平成 12 年 3 月)

平成 4 年 6 月に都市計画法が改正され、下記の項目に配慮した「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を策定することとなりました。

- 「市町村の総合計画」、「整備、開発及び保全の方針」に即して策定します。
- 市民の意見を反映できるための必要な措置を講じます。
- 都市計画マスタープランを公表し、知事に通知します。
- 市町村の定める都市計画は「マスタープラン」に即したものとします。

一部改定(平成 24 年 3 月)

策定から 10 年が経過する中で、上位計画との不整合や社会経済情勢に変化が生じてきたことから、下記の視点を重視し、一部改定を行いました。

- 平成 24 年策定の「第 5 次吉川市総合振興計画」に即します。
- 人口減少時代の到来と少子高齢化の進行による人口構造の変化、国や自治体の財政上の制約、環境意識の高まり、ライフスタイルの変化と市民ニーズの多様化など社会経済情勢には様々な変化が生じ、まちづくりにおける課題も多様化しています。特に環境負荷の小さな都市構造への転換が求められる中で、低炭素都市づくりの観点を重視し、環境にやさしい持続可能なまちづくりを推進していきます。

全部改定(令和 4 年 3 月)

平成 12 年に、概ね 20 年の計画期間として策定したマスタープランは、令和 3 年度に目標年次を迎え、また、第 5 次吉川市総合振興計画も令和 3 年度に目標年次を迎えます。

このような中、全国的な人口減少、少子高齢化が進行し、人口増を前提としたまちづくりから、持続可能な安定・成熟したまちづくりが求められています。

また、コンパクトなまちづくりと連携した公共交通ネットワークの形成、空き家・空き地の増加による都市のスポンジ化対策、地球規模の環境問題への対応、激甚化している自然災害への対策など、多様かつ複合的な社会的課題に対応していく必要もあり、現行のマスタープランの策定当時とは、社会経済情勢等が大きく変化しています。

これらのことから、「第 6 次吉川市総合振興計画」と埼玉県が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の上位計画に即するとともに、社会経済情勢の変化や SDGs（持続可能な開発目標）の推進等に対応し、市民等の幸福実感の向上を目指すため、下記の「改定の主な視点」を踏まえて、マスタープランを改定しました。

- 人口構造等の変化に対応するコンパクト・プラス・ネットワークによるまちづくり
- 市の発展を支える産業振興に向けたまちづくり
- 誰もが安全で快適に移動できる道路網・公共交通の形成
- 地球環境に配慮したまちづくり
- 激甚化する災害への対応